

東日本大震災により被災された皆様へ

東日本大震災により被災された皆様（東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等の被保険者等）に対して一部負担金の免除措置を行うこととなりましたのでお知らせします。

1. 免除の対象となる方と免除期間 東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、旧避難指示区域等（※1）の被保険者等（※2）

→令和3年3月1日から令和4年2月28日まで

（※1）平成25年度以前に解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度および平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部および富岡町の一部）令和元年度に解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部および富岡町の一部）

（※2）被災者であった方。震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等の被保険者等以外の被災者の方は免除対象外となります。

2. 申請書をダウンロードし証明書類を添付のうえ、ご申請ください。
 - ・罹災証明書（原本証明済みのもの）
 - ・居住地が判断できるもの（免許証などの写し）
 - ※世帯主が被保険者と異なる場合
 - ・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるものの写し
 - ※被災証明書・住民票等

問い合わせ

エンターテイメント健康保険組合

電話：3-5843-6213

対応時間：10：00～17：00